

資料 3

労働局における石綿ばく露防止及び石綿健康障害防止に対する取組について

大阪労働局労働基準部健康課

労働局における取組の概要

- 1 労働安全衛生法（石綿障害予防規則等）に基づく指導と取り締まり
- 2 離職者に対する健康管理（健康管理手帳の交付）
- 3 石綿による疾病に対する労災補償

石綿障害予防規則の概要

1 解体工事や作業の発注時などにおける措置 (石綿則第8条、第9

条)

建築物や工作物、鋼製の船舶の解体、改修などの工事や石綿の封じ込め、囲い込みの作業を発注する場合は、直接工事を行う事業者に対してだけではなく、工事の発注者、注文者に対しても次のことを規定しています。

● 情報の提供 (石綿則第8条)

建築物の解体などの作業（石綿の除去作業を含む）や、封じ込め、囲い込みの作業の発注者は、工事の請負人に対し、その建築物などの石綿含有建材の使用状況など（設計図書など）を通知するよう努めなければなりません。

● 注文者の配慮 (石綿則第9条)

作業を請け負った事業者が、石綿による健康障害防止のために必要な措置を取ることができるよう、作業の注文者は、労働安全衛生法などの規定

が遵守できるような契約条件（解体方法、費用、工期など）となるよう配慮しなければなりません。

2 事前調査、掲示（石綿則第3条）

事業者は、前記1の作業を行うときは、あらかじめ石綿の使用の有無を、目視、設計図書などにより調査し、その結果を記録しておかなければなりません。調査の結果、石綿の使用の有無が明らかとならなかつたときは、分析調査し、その結果を記録しておかなければなりません。

また、これらの調査を終了した日、調査の方法、結果の概要について、作業場の見やすい箇所に掲示しなければなりません。

ただし、石綿が吹き付けられていないことが明らかで、石綿が使用されているとみなして対策を取る場合、分析調査の必要はありません。

3 特別の教育（安衛則第36条、石綿則第27条）

事業者は、前記1の作業に従事する労働者に、次の項目について教育をおこなわなくてはなりません。

- ① 石綿の有害性（30分以上）
- ② 石綿を含む製品の使用状況（1時間以上）
- ③ 石綿を含む製品の粉じんの発散を抑制するための措置（1時間以上）
- ④ 保護具の使用方法（1時間以上）
- ⑤ その他石綿を含む製品のばく露防止に関し必要な事項（1時間以上）

4 作業主任者の選任（石綿則第19条、第20条）

事業者は、必要な技能講習を修了した者のうちから、石綿作業主任者を選任し、次の事項を行わせなければなりません

- 作業に従事する労働者が石綿粉じんにより汚染され、またはこれらを吸入しないように作業の方法を決定し、労働者を指揮すること
- 保護具の使用状況を監視すること

5 作業計画の策定（石綿則第4条）

事業者は、前記1の作業を行うときは、あらかじめ次の事項が示された作業計画を定め、それに沿って作業を行わなければなりません。

- ① 作業の方法、順序
- ② 石綿粉じんの発散を防止、または抑制する方法
- ③ 労働者への石綿粉じんのばく露を防止する方法

6 届出（安衛則第90条、石綿則第5条）

- (1) 耐火建築物や準耐火建築物での吹き付け石綿の除去作業については、工事開始の14日前までに、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長に届出なければなりません。
- (2) 次に掲げる作業を行う場合は、工事開始前までに所轄の労働基準監督署長に届出なければなりません。
- ・ 石綿を含む保温材・耐火被覆材・断熱材の除去作業
 - ・ 封じ込め、または囲い込みの作業
 - ・ 保温材・耐火被覆材・断熱材以外の吹き付け石綿の除去作業

7 隔離（石綿則第6条）

建築物などの解体などの作業における吹き付け石綿の除去・封じ込めの作業や石綿の切断などを伴う囲い込みの作業、または保温材・耐火被覆材・断熱材の切断などを伴う除去・囲い込みの作業や封じ込めの作業を行うときは、次の措置を取らなければなりません。

ただし、同等以上の効果のある措置を取ったときは、この限りではありません。

- ・作業場所を隔離すること
- ・作業場所の排気に、ろ過集じん方式の集じん・排気装置を使用すること
- ・集じん・排気装置の排気口からの粉じんの漏えいの有無を点検すること
- ・作業場所、前室を負圧に保つこと
- ・作業場所の出入口に前室を設置すること
- ・前室に洗身室、更衣室を併設すること
- ・前室が負圧に保たれているか点検すること
- ・異常があれば作業を中止し、集じん・排気装置の補修などを起こなうこと

8 立入禁止（石綿則第7条、第15条）

- (1) 建築物などの解体などの作業における石綿の切断などを伴わない囲い込みの作業、石綿の切断などを伴わない保温材・耐火被覆材・断熱材の除去作業を行うときは、作業に従事する労働者以外の者が立ち入ることを禁止し、その旨を表示しなければなりません。また、特定元方事業者は、関係請負人に作業の実施についての通知や作業の時間帯の調整などの必要な措置を取らなければなりません。
- (2) その他、石綿を使用した建築物の解体を行う作業場においても、
関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、その旨を表示しなければなりません。

9 保護具の着用（石綿則第14条、第44条、第45条）

建築物などの解体などの作業（石綿の除去作業を含む）や、封じ込めまたは囲い込みの作業をするときは、労働者に呼吸用保護具（防じんマスク、送気マスクなど）、作業衣または保護衣を使用させなければなりません。また、隔離した作業場所における吹き付けられた石綿の除去作業では、呼吸用保護具は、電動ファン付き呼吸用保護具またはこれと同等以上の性能がある送気マスクなどに限ります。

10 湿潤化（石綿則第13条）

前記1の作業を行うときは、著しく困難な場合を除き、石綿を湿潤な状態にしなければなりません。

11 作業の記録（石綿則第35条）

石綿取扱いの作業を行った場合は、1か月を超えない期間ごと記録を作成し、これを労働者が常時作業に従事したこととなった日から40年間保存しなければなりません。

記録する事項

- ① 労働者の氏名
- ② 従事した作業の概要及び従事期間
- ③ 周辺作業従事者が周辺作業に従事した期間
- ④ 石綿粉じんに著しく汚染される事態が発生した時は、その概要及び応急措置の概要

12 健康診断の実施（石綿則第40条、第43条）

石綿の取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務に従事する労働者に対し、雇入れ又は当該業務への配置換えの際及びその後6月以内ごとに1回、また、常時従事させた事のある労働者で、現に使用しているものに対し、6月以内ごとに1回、それぞれ定期に、石綿健康診断を行わなければなりません。

石綿健康診断を行ったときは、遅滞なく、石綿健康診断結果報告書を労働基準監督署長に提出しなければなりません。

石綿の健康障害に係る申請

石綿肺（石綿によるじん肺）

じん肺管理区分決定
申請

不整形陰影
胸膜肥厚
胸膜プラーク
胸膜石灰化

健康管理手帳申請
(石綿)

石綿肺
肺がん
中皮腫
良性石綿胸水
びまん性胸膜肥厚

労災補償請求

健康管理手帳申請とは

- 石綿業務離職後の健康管理のため、指定された医療機関にて、石綿健康診断を無料で年2回受けることが出来るもの

対象となる業務

石綿等の製造又は取扱いの業務（直接業務）及びそれに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務（周辺業務）

交付要件

次のいずれかに該当する場合、健康管理手帳が交付されます。

- 両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。
- 下記の作業に1年以上従事していたこと（ただし、はじめて石綿粉じんにばく露した日から10年以上経過していること）
 - 石綿の製造作業
 - 石綿が使用されている保温剤、耐火被覆材等の張付け、補修もしくは除去の作業
 - 石綿吹付けの作業又は石綿が吹き付けられた建築物、工作物等の解体、破碎の作業
- (2)以外の石綿を取り扱う作業に10年以上従事していたこと（直接業務のみが対象）

石綿による疾病の労災認定要件

疾病名	認定要件
中皮腫	以下①、②のいずれかに該当する場合。 ① 胸部エックス線写真で、第1型以上の石綿肺所見がある ② 石綿ばく露作業従事期間一年以上
肺がん	原発性肺がんであって、以下の①～⑥のいずれかに該当する場合 ただし、最初の石綿ばく露作業を開始したときから10年未満で発症したものは除く。 ① 石綿肺所見がある ② 胸膜プラーク所見がある+石綿ばく露作業従事期間10年以上 ③ 広範囲の胸膜プラーク所見がある+石綿ばく露作業従事期間1年以上 ④ 石綿小体または石綿纖維の所見+石綿ばく露作業従事期間1年以上 ⑤ びまん性胸膜肥厚に併発 ⑥ 石綿紡織製品製造作業、石綿セメント製品製造作業、石綿吹付け作業に従事+石綿ばく露作業従事期間5年以上
良性石綿胸水	本省協議
びまん性胸膜肥厚	① 石綿ばく露作業3年以上 ② 著しい呼吸機能障害がある（%肺活量が60%未満等） ③ 一定以上肥厚の広がりがある